

2015年9月11日

報道関係機関各位

青野泰介行政書士事務所

『財産は、遺す人のもの』 思いを形にして、伝えよう 10万円で作る公正証書遺言

遺してもらって側から語られることの多い相続。ですが、本来は誰のものでしょう。そう『遺す人のもの』なのです。自分の人生を掛けて築いてきた財産、自分の思い、家族への想いを込めて分配したいですね。ただ、遺留分など自分ではわかりにくい決まりがあるのも確かです。私共は、そのお手伝いを致します。

正しく効果的な
公正証書遺言を作りませんか？

みんなの不安・悩み
遺言を作成したいが、どうすればいいの？
自分の土地の価格は？
どうやって分配すればいいの？
何を準備すればいいの？
誰に相談すればいいの？
子ども達を迷わせない！

あなたの財産です。
あなたの**意見**で分配しましょう。

初回相談
無料

当事務所で、調査から作成アドバイス
公正証書遺言が完成できるまでサポートします。

『10万円』
でつくる遺言

相続人調査、不動産の価値確定、保険の調査、提案、文書、記載内容
について総合的にアドバイスし、公正証書遺言の原案作成をサポートします。
不動産、保険などに提携専門家がアドバイスします。(10万円に含む)

公正役場で支払う手数料は別途となります。
(財産額によって変わります。)

相談回数
無制限

- 公正証書遺言は、確定判決と同じくらいの効力があります。
- 無くしても原本は必ず法務局にあります。
- 財産の調査をしてから作成しますので、遺留分などもきちんと考慮します。

まずは、お気軽に ☎お電話下さい。

青野泰介行政書士事務所
新居浜市港町1番6号 TEL:0897-47-4980
http://aono-gyousei.com FAX:0897-32-7070

1. 相続人は誰なのか確定します。
2. 遺す物を全て明らかにします。
3. 財産の価格を明確にします。
4. 『遺す人』の希望をお聞きします。

このように準備をして、公正証書遺言を共に作り上げていきましょう。

各専門家との連携

調査には土地家屋調査士、司法書士などたくさんの専門家への相談が必要です。私共が全ての相談役となり、必要に応じネットワークを繋ぎ疑問にお応えしていきます。個人で各専門家を探し、同じ事を何度も説明する必要はありません。これらの調査費用は10万円に含まれています。

※公正証書遺言は公正役場で公証人に作成してもらった遺言で、最も確実であるといえます。作成された原本は保管され、紛失や偽造の心配がありません。また施行時にも家庭裁判所の検認手続きの必要がなく、迅速に施行されます。 **注 公正役場での手数料は別途となります。**

【事業所名】 青野泰介行政書士事務所 【代表者】 青野泰介 【所在地】 愛媛県新居浜市港町1番6号
【事業内容】 行政書士業務 【URL】 <http://aono-gyousei.com/>

☆本件に関するお問い合わせは、担当の青野泰介までお願いいたします。

☎0897-47-4980

E-mail: gyouseisyosi-taitai@themis.ocn.ne.jp

◎当リリースは、下記が担当しました。ただし、文章の内容は、会員事業所様が作成したものです。当商工会議所が責任を負うものではありませんのでご了承ください。

【本件担当】 新居浜商工会議所 産業創出課 中村 ☎0897-33-5581